

短編映画『東電刑事裁判 不当判決』Youtubeで公開中！

東電刑事裁判の第一審で明らかになった「動かぬ証拠」をもとに被害者代理人として全公判に出廷した海渡雄一弁護士が徹底解説する33分の短編映画。Youtubeで無料公開中です！



オンラインセミナー「責任は誰がとるのか」～東電刑事裁判控訴審始まる～

控訴審を前に、福島原発事故の実情、東電刑事裁判の背景などについてゲストに語っていただく連続オンラインセミナーを開催します！

どなたでも無料でご視聴いただけます（Zoomを使用します）。

視聴方法・詳細は支援団HPをご覧ください。

2021年

- 9/8 19:00～20:00 河合弘之弁護士・甫守一樹弁護士
- 9/22 19:00～20:00 添田孝史さん（科学ジャーナリスト）
- 10/13 19:00～20:00 中川七海さん（Tansa記者）
- 10/20 19:00～20:00 吉田千亜さん（フリーライター）
- 10/27 19:00～20:00 藍原寛子さん（医療ジャーナリスト）
- 10/31 14:00～15:30 河合弘之弁護士・海渡雄一弁護士・甫守一樹弁護士

『東電刑事裁判
福島原発事故の
責任を誰がとるのか』
海渡雄一著
好評発売中です！



福島原発刑事訴訟支援団

〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1

080-5739-7279 info@shien-dan.org

<https://shien-dan.org/>

郵便局から【郵便振替口座】02230-9-120291【加入者名】福島原発刑事訴訟支援団

他の金融【銀行名】ゆうちょ銀行【金融機関コード】9900【店番】229

機関から【預金種目】当座【店名】二二九（二ニキュウ）【口座番号】0120291



原発事故の責任を誰がとりましたか？

2021.11.2

福島第一原発事故 東京電力元会長ら3名の 刑事裁判控訴審が始まります

2011年3月11日の東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原発事故について、刑事責任を問う裁判はただ一件のみ開かれました。

それが、事故当時の東電会長ら3名を被告人とした「福島原発刑事裁判」です。

この刑事裁判は全国約15,000人による刑事告訴・告発について検察庁が不起訴としたものの、一般有権者からなる検察審査会が「強制起訴」を決めたことにより開かれたものです。

そのため通常の刑事裁判とは異なり、裁判所指定の弁護士が検察官役を務めています。

福島原発事故の責任を問う刑事裁判の控訴審が始まります！



15,000人の刑事告訴

福島原発事故による避難の過程で多くの人が命を失い、人生を狂わされてきました。これは犯罪ではないのか。東電の賠償や謝罪の拒否などの問題も起こる中、2012年に全国約15,000人による告訴・告発がなされました。

被告人は東電元会長・元副社長

告訴・告発は検察庁により不起訴処分とされましたが、くじで選ばれた一般有権者による検察審査会が、不起訴処分が正しかったかどうかを審査。

その結果、東電経営陣のうち、元会長

と2人の元副社長を起訴するべきだと議決され、強制起訴が決まりました。容疑は、大津波が来ると原発事故により被害が起こることをわかっていながら対策を怠ったことによる、業務上過失致死傷罪です。



武黒元副社長 勝俣元会長 武藤元副社長



控訴審で東京地裁の無罪判決を覆そう！

東京地裁では38回にわたる公判が開かれました。しかし判決は「全員無罪」。永渕健一裁判長は、原発事故以前の日本社会には原発の絶対安全を求める認識は無かったなどと判じて、被告人らの罪を認めませんでした。

検察官役を務める指定弁護士は「原子力行政にそんなくした判決だ」と批判、控訴しました。東京高裁での控訴審では、この誤った判決を覆さなくてはなりません。



ネット署名のページ(Change.org)

東京高裁に現場検証を求める署名 ご協力をお願いします！

東京地裁の裁判官は、現場検証をすることなく判決を出しました。事故が起きた福島第一原発や、多くの被害者が出た双葉病院、いまだに帰還困難区域が

残る現地を見ずして、正しい判断を下すことはできません。福島原発刑事訴訟支援団では、東京高裁の裁判官に現場検証をするよう求める署名を行っています。

詳しくは支援団ホームページをご覧ください。

(署名第二次集約：2021年9月30日)

控訴審に向けて応援のメッセージ

「みんなで東電刑事裁判の勝利をめざす！」支援団オンライン集会より(抜粋)



落合恵子さん(作家)

2019年の東京地裁。東電の旧経営陣の原発事故の責任を問う刑事裁判で、被告人は全員無罪となりました。

罪を重くすることだけが、わたしたちの目的ではないのです。けれど、このままでいいのですか。うまく逃げおおせれば、それでいいのですか？

ひとの世の、良心とは、どこにあるのでしょうか。子どもたちは学校で、三権分立について学びます。子どもたちを、心ある大人たちを、裏切らないでください。



ノーマ・フィールドさん(シカゴ大学名誉教授)

原発事故やパンデミックと重なる危機が社会的変革を導くところか、不当な苦しみをそれとして訴えることができない雰囲気こそ不安や情けなさに息苦しさを感ずる者として、真実の追究は干ばつの中の雲のように思えます。

刑事裁判は数多くの告訴人、告発人、2つの検察審査会を構成した市民や法律家の信念と良心が奇跡的に実ったものです。

困難な状況下で裁判は事故について多くの事実を明らかにしてきました。刑事裁判控訴審の前夜、力を合わせてこられた皆さんに心から敬意と感謝の気持ちをお送りいたします。